

「人材育成推進事業費補助金（審査・評価事業）
成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の審査・評価業務」
に関する企画公募について

1. 事業の目的

「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」（以下「本事業」と言う。）は、デジタル・グリーン等成長分野に関する能力を身に付けた即戦力人材を社会に輩出するため、大学等に対し、基礎、応用、エキスパートなど多様なレベルや分野に応じて、産業界や社会のニーズを満たすプログラムの開発・実施に向けた支援を行い、社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押しすることを目的としている。

本事業の実施にあたり、公平・公正な観点から競争的に採択した国公立大学等を通じ、効果的に実施していくため、その実施に必要な選定業務及び評価業務を実施する機関への補助を行う。

2. 業務の概要

(1) 業務の対象

- ①営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人又は独立行政法人を対象とする。
- ②予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③業務開始から評価等終了までの間、審査・評価等業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であること。

(2) 業務の内容

本事業に関して、以下のとおり①選定業務、②評価業務及びそれぞれこれらの業務に係る経費執行手続きを行い、いずれの業務においても必要に応じ、文部科学省へ報告を行うものとする。

なお、文部科学省担当者との協議により業務を追加する場合がある。

①選定業務

審査方法等の検討、応募書類の整理や選定委員等との連絡調整など、選定に係る事務手続きを行うとともに、選定委員会の運営を行う。

令和4年度は、文部科学省において本事業の公募を開始、それに伴う公募説明会を実施する。そのため、審査・評価事業に選定された補助事業者は、それ以外の選定に必要となる諸手続きを行い、全ての大学等の申請の中から支援すべき優れた取組を選定し、文部科学省へ報告する。

- ・選定委員の選任、委嘱
- ・選定委員会の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・書面審査の実施及びそれに関わる作業
- ・選定大学及び不採択大学等への結果通知に関わる作業

- ・選定に関わる資料（委員会資料等）の作成
- ・文部科学省との連絡・調整
- ・経費執行の手続き

②評価業務

本事業に採択する全ての取組について、本事業実施期間の後半において、事業実施状況及び事業実施期間終了後の自走に向けた取組状況に関するフォローアップ評価を実施する。このため、評価内容の検討、評価の実施、評価書類の整理や評価委員等との連絡調整など、評価に係る事務手続きを行うとともに、評価委員会（必要に応じ作業部会）の設置・運営を行う。

- ・評価委員の選任、委嘱
- ・評価委員会の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・フォローアップ評価の実施及びそれに関わる作業
- ・大学等への結果通知に関わる作業
- ・フォローアップ評価に関わる資料（委員会資料等）の作成
- ・文部科学省との連絡、調整
- ・経費執行の手続き

3. 補助金基準額

選定された場合は、補助事業者に対して「人材育成推進事業費補助金」により、以下の予算の範囲内で文部科学省から補助金を交付する。

59,900 千円以内

（※本業務で必要となる全ての経費を含む）

4. 業務実施期間

交付内定後から令和6年3月末日まで

（※繰越協議の承認を得られた場合）

5. 企画書の作成等

(1) 企画書に盛り込む内容

①選定業務の概要

- ・選定委員会の構成案
- ・選定委員会の開催計画
- ・書面審査の方法（審査の基準や観点の設定を含む）
- ・選定スケジュール案
- ・選定委員会の運営、選定に関する業務を確実に実施するための管理体制
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）
（実績について、クライアントや第三者による評価があると望ましい）

②評価業務の概要

- ・評価委員会の構成案
- ・評価委員会の開催計画
- ・フォローアップ評価方法（フォローアップ評価の基準や観点の設定を含む）

- ・フォローアップ評価スケジュール案
- ・評価委員会の運営、評価に関する業務を確実に実施するための管理体制
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）
（実績について、クライアントや第三者による評価があると望ましい）

③業務を確実に遂行するための管理体制

④業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制）

⑤業務に係る経費内訳

（2）留意事項

- ・提出する企画書は1点（分量は20ページ以内、様式は指定）とする。
- ・提出された企画書等は企画選定以外の目的に使用しない。
- ・選定の可否を問わず、企画書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ・各業務に関しては特に以下の点を踏まえること。
 - ①大学教育に精通していること。
 - ②大学教育やリカレント教育に精通した有識者や、産業界、大学関係者等、様々な関係者によって構成される選定委員会及び評価委員会を速やかに設置可能であること。
 - ③国が実施するリカレント教育推進のための取組に精通していること。
 - ④文部科学省との連絡調整・面談、審査・評価対象機関からの問合せ対応が常時可能な体制を有していること。なお、文部科学省庁舎から1時間程度以内の場所に常設の事務所を保有（借上げを含む。）していることが望ましい。
 - ⑤国公立大学へ支出する競争的な補助金の選定・評価業務を行った実績があることが望ましい。
 - ⑥選定委員会、評価委員会
 - ・事業実施期間終了時までの開催計画を立案すること。

6. 選定方法等

「人材育成推進事業費補助金（審査・評価事業）成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の審査・評価業務」審査要項に基づき、補助事業者（1件）を選定する。なお、企画書等に関するヒアリングは実施しない。

7. 提出期間及び提出場所

本業務の対象となる公益法人、独立行政法人の長から企画書等を提出すること。

（1）提出期間

令和5年1月20日（金）～令和5年2月10日（金）【正午必着】

（2）提出方法

企画書等をPDF形式のファイルに変換し、上記（1）の期間内に以下のリンク先に提

出すとともに、ファイルの提出時に下記＜本件担当＞のメールアドレスにも提出した旨を連絡すること。なお、郵送・持参・FAXによる企画書等の提出は受け付けないが、リンク先への提出が困難な場合には、下記担当へ相談すること。

【提出先 URL <https://mext.ent.box.com/f/0137ffc51e9949d8892a4ad373b398c0>】

また、必要に応じて、提出したファイルについて再提出を求める場合があるため、各機関において必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

※送信メールの件名は「【企画書提出】（機関名）成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（審査・評価事業）」とすること。

※提出ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで提出すること。

（3）その他

本公募に関する説明会は行わない。本業務の内容に関する質問等については、下記担当まで問い合わせること。

8. 選定結果の通知

選定結果については、企画書等を提出した者に対して通知する。

9. 業務の実施

選定された補助事業者は、文部科学省担当者と協議しつつ、本業務を実施することとし、本業務の実施に当たっては、「人材育成推進事業費補助金交付要綱」及び「令和4年度人材育成推進事業費補助金（成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業）取扱要領」に基づくこととする。

＜本件担当＞

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

リカレント教育・民間教育振興室

TEL：03-5253-4111（代）（内線2092）

FAX：03-6734-3281

Mail：syokugyou@mext.go.jp